

## 定例統計作成実施要領

2026年3月25日制定

統計規程に基づき、定期的に作成する統計の実施要領を次のとおり定める。

### 1 作成し公表する統計は、次の範囲内で行う。

(1) 投資一任業等（不動産関連特定投資運用業・ファンド運用業・ラップ業務を含む。以下本要領において同じ。）及び投資助言・代理業の事業主体に関する事項

なお、ファンド運用業とは金融商品取引法第2条第8項第15号に係る業務をいう。

- ① 役職員数
- ② 業務別従事者の数
- ③ 営業所の数
- ④ 上記のほか、本協会において必要と認めたもの

(2) 投資一任業等及び投資助言・代理業の事業活動に関する事項

- ① 顧客の数
- ② 契約の件数
- ③ 契約の対象資産の総額
- ④ 経理の状況
- ⑤ 上記のほか、本協会において必要と認めたもの

(3) 協会の活動に関する事項

- ① 苦情等の取扱いの件数
- ② 上記のほか、本協会において必要と認めたもの

### 2. 統計作成のための提出資料

上記の統計を作成するため、投資一任業等を行う正会員は、次の資料を事務局に提出するものとする。

統計の種類	提出資料	作成基準日	提出時期
契約資産状況	投資一任・ラップ業務： 別紙様式第2号② 不動産・ファンド：別紙様式第2号 共通：別紙様式第3号、第4号	毎年3、6、9、 12月末	作成基準日から 1ヵ月以内
人員状況	別紙様式第5号	毎年3月末	作成基準日から 1ヵ月以内
収支状況	別紙様式第6号	事業年度末	作成基準日から 3ヵ月以内

### 3. 公表する統計の種類、時期

公表する統計の種類及び作成時期は、原則として次のとおりとする。

統計の種類	作成時期
契約資産状況	毎年3、6、9、12月頃
人員状況	毎年6月頃
収支状況	毎年9月頃
苦情・相談の状況	毎年6月及び12月頃